

厚生委員会會議錄第九号

平成八年四月十八日(木曜日)

午後零時十一分開会

委員の異動

四月十一日

辞任

和田 洋子君

補欠選任

勝木 健司君

四月十七日

辞任

竹村 泰子君

補欠選任

上山 和人君

四月十八日

辞任

上山 和人君

補欠選任

荻野 茂君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

今井 澄君

石井 道子君

大島 慶久君

釘宮 馨君

朝日 俊弘君

阿部 正俊君

尾辻 秀久君

清水嘉子君

塩崎 恭久君

中島 眞人君

長峯 基君

木暮 山人君

田浦 直君

水島 裕君

山本 保君

荻野 茂君

西山登紀子君

國務大臣

政府委員

厚生省保健医療局長

松村 明仁君

事務局側

常任委員会専門員

水野 国利君

本日の會議に付した案件

○国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(今井澄君) ただいまから厚生委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。  
昨十七日、竹村泰子君が委員を辞任され、その補欠として上山和人君が選任されました。

また、本日、上山和人君が委員を辞任され、その補欠として荻野茂君が選任されました。

○委員長(今井澄君) 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。菅厚生大臣。

○國務大臣(菅直人君) ただいま議題となりまし  
た国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。  
国立病院及び国立療養所につきましては、広域を対象とした高度医療、専門医療などを担うことができるよう、機能の質的強化を図ることが必要であることから、昭和六十一年度を初年度とする全体計画に従い、経営移譲及び統合により再編成を推進しているところであります。しかしなが

ら、この再編成につきましては、必ずしも順調に進捗しているとは言いがたい状況にあります。また、全体計画の策定以来十年の間に、医療計画の策定を通じた医療供給体制の拡充、老人保健福祉計画の策定等、国立病院等を取り巻く状況は大きく変化してまいりました。

こうした状況を踏まえ、今般、国立病院等の再編成の一層の推進を図るため、その資産の譲渡等に関する特別措置の拡充により、地域の選択の幅を拡大することとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、国立病院等の資産の減額譲渡後の後利用の範囲の拡大であります。すなわち、医療機関の開設を目的とする場合のみならず、医療機関と一体として社会福祉施設等を整備することを目的として国立病院等の資産の譲渡を受ける場合においても譲渡価額の減額を認めることとしております。

第二に、国立病院職員の二分の一以上が譲渡先の開設する医療機関の職員となる経営移譲の場合に加え、職員の三分の一以上が譲渡先に採用される場合についても、職員の引き継ぎを要件としな

い譲渡の場合より高い減額率による譲渡ができることとしております。

第三に、地方公共団体が管理委託する場合の減額措置の創設であります。すなわち、地方公共団体が資産の譲渡を受けた後その管理を第三者に委託する場合、委託先が国立病院職員を引き受けたときは経営移譲等と同様の減額率による譲渡ができることとしております。

え、医療機関の整備に要する費用の補助制度を設けることとしております。

なお、この法律の施行期日は公布の日からとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(今井澄君) 以上で趣旨説明の聴取は終了しました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十五分散会

四月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第八七五号)(第八七八号)(第八七九号)(第八八二号)(第八八八号)(第八八九号)(第八九〇号)

一、児童福祉法の一部改正に関する請願(第八九七号)

一、国立療養所北海道第一病院の存続と充実に関する請願(第八九八号)

一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第九〇〇号)(第九〇八号)(第九〇九号)(第九一二号)

一、国民医療を守るための国立病院・療養所の充実に関する請願(第九一三号)

一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第九一四号)(第九一五号)(第九一九号)

一、HIV問題の迅速な解決に関する請願(第九二四号)

一、保育制度の拡充に関する請願(第九二五号)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第九三〇号)</p> <p>一、聴覚障害者等への文字放送内蔵型テレビの給付に関する請願(第九三四号)</p> <p>一、国民医療を守るための国立病院・療養所の充実に関する請願(第九三六号)</p> <p>一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第九三七号)(第九四四号)</p> <p>一、聴覚障害者等への文字放送内蔵型テレビの給付に関する請願(第九四八号)</p> <p>一、児童福祉法の一部改正に関する請願(第九五二号)</p>                                           | <p>請願者 千葉県銚子市植松町六、二〇二ノ七 武士田つね 外三千二百二名</p> <p>紹介議員 井上 裕君</p> <p>この請願の趣旨は、第八三八号と同じである。</p>                                                                   | <p>紹介議員 山本 一太君</p> <p>この請願の趣旨は、第八三八号と同じである。</p>                                                                                                     | <p>第九〇〇号 平成八年三月二十九日受理</p> <p>腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願</p> <p>請願者 滋賀県大津市中央四ノ二ノ四サニ一ロイヤル大津三〇三 高島一 郎 外二千九百一十七名</p> <p>紹介議員 奥村 展三君</p> <p>この請願の趣旨は、第八三八号と同じである。</p>   |
| <p>一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第九五六号)(第九五九号)(第九六〇号)(第九六三号)</p> <p>一、高齢者の医療と生活の安定等に関する請願(第九六六号)</p> <p>一、児童福祉法の一部改正に関する請願(第九七七号)</p> <p>一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第九八〇号)</p> <p>一、国民医療を守るための国立病院・療養所の充実に関する請願(第九八一号)</p> <p>一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第九八五号)(第九八八号)</p> <p>一、児童福祉法の一部改正に関する請願(第一〇〇四号)</p> | <p>第八六九号 平成八年三月二十九日受理</p> <p>腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願</p> <p>請願者 福島市小田字畑中二八ノ四 野地 俊 外八百七十三名</p> <p>紹介議員 和田 洋子君</p> <p>この請願の趣旨は、第八三八号と同じである。</p>               | <p>第八八八号 平成八年三月二十九日受理</p> <p>腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願</p> <p>請願者 鹿児島市鴨池新町三〇ノ一三 森 山弘一 外二名</p> <p>紹介議員 上山 和人君</p> <p>この請願の趣旨は、第八三八号と同じである。</p>          | <p>第九〇八号 平成八年三月二十九日受理</p> <p>腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願</p> <p>請願者 横浜市青葉区桂田北二ノ一八ノ二 五 市橋唱子 外二名</p> <p>紹介議員 清水嘉子君</p> <p>この請願の趣旨は、第八三八号と同じである。</p>                   |
| <p>一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第九八五号)(第九八八号)</p> <p>一、児童福祉法の一部改正に関する請願(第一〇〇四号)</p> <p>一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第九八五号)(第九八八号)</p> <p>一、児童福祉法の一部改正に関する請願(第一〇〇四号)</p>                                                                                                                                     | <p>第八七五号 平成八年三月二十九日受理</p> <p>腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願</p> <p>請願者 山梨県甲府市伊勢三ノ一五ノ二三 荻原勇 外七千四百九十九名</p> <p>紹介議員 中島 眞人君</p> <p>この請願の趣旨は、第八三八号と同じである。</p>           | <p>第八九〇号 平成八年三月二十九日受理</p> <p>腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願</p> <p>請願者 宮城県加美郡中新田町雑式目東村 三五 相澤暢 外二千六百六名</p> <p>紹介議員 龜谷 博昭君</p> <p>この請願の趣旨は、第八三八号と同じである。</p>   | <p>第九〇九号 平成八年三月二十九日受理</p> <p>腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願</p> <p>請願者 東京都江東区深川二ノ一九ノ二 石橋ノブ 外千九百九十九名</p> <p>紹介議員 水島 裕君</p> <p>この請願の趣旨は、第八三八号と同じである。</p>                 |
| <p>一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第九八五号)(第九八八号)</p> <p>一、児童福祉法の一部改正に関する請願(第一〇〇四号)</p> <p>一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第九八五号)(第九八八号)</p> <p>一、児童福祉法の一部改正に関する請願(第一〇〇四号)</p>                                                                                                                                     | <p>第八七八号 平成八年三月二十九日受理</p> <p>腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願</p> <p>請願者 長崎県諫早市松里町九九三 木下 基一 外千九百九十九名</p> <p>紹介議員 田浦 直君</p> <p>この請願の趣旨は、第八三八号と同じである。</p>              | <p>第八九七号 平成八年三月二十九日受理</p> <p>児童福祉法の一部改正に関する請願</p> <p>請願者 福岡市中央区笹丘三ノ二〇ノ一二 本上就子 外十四名</p> <p>紹介議員 竹村 泰子君</p> <p>この請願の趣旨は、第八三八号と同じである。</p>              | <p>第九一二号 平成八年四月一日受理</p> <p>腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(二二通)</p> <p>請願者 東京都板橋区中板橋九ノ一六 山 本奈智子 外四千一名</p> <p>紹介議員 石井 道子君</p> <p>この請願の趣旨は、第八三八号と同じである。</p>               |
| <p>第八六七号 平成八年三月二十九日受理</p> <p>腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願</p> <p>請願者 秋田県仙北郡神岡町神宮寺 小林 千里 外二千四百九十七名</p> <p>紹介議員 佐々木 満君</p> <p>この請願の趣旨は、第八三八号と同じである。</p>                                                                                                                                                     | <p>第八八二号 平成八年三月二十九日受理</p> <p>腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(二二通)</p> <p>請願者 群馬県太田市大字塙戸一、二四三 一ノ一 田島新太郎 外五千七百六十七名</p> <p>紹介議員 長峯 基君</p> <p>この請願の趣旨は、第八三八号と同じである。</p> | <p>第八八八号 平成八年三月二十九日受理</p> <p>国立療養所北海道第一病院の存続と充実に関する請願</p> <p>請願者 北海道亀田郡七飯町字本町六六ノ三八 姥名雅子 外九百九十九名</p> <p>紹介議員 竹村 泰子君</p> <p>この請願の趣旨は、第八五四号と同じである。</p> | <p>第九一三三号 平成八年四月一日受理</p> <p>国民医療を守るための国立病院・療養所の充実に関する請願</p> <p>請願者 島根県松江市西川津町七三四ノ八 一ノ一三〇四 池田陽一 外二万七千四百一十一名</p> <p>紹介議員 吉岡 吉典君</p> <p>この請願の趣旨は、第六二五号と同じである。</p> |
| <p>第八六八号 平成八年三月二十九日受理</p> <p>腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願</p>                                                                                                                                                                                                                                             | <p>第八八二号 平成八年三月二十九日受理</p> <p>腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(二二通)</p>                                                                                               | <p>第八八八号 平成八年三月二十九日受理</p> <p>国立療養所北海道第一病院の存続と充実に関する請願</p>                                                                                           | <p>第九一三三号 平成八年四月一日受理</p> <p>国民医療を守るための国立病院・療養所の充実に関する請願</p>                                                                                                    |

第九一四号 平成八年四月一日受理  
腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願  
(二通)

請願者 埼玉県熊谷市筑波三ノ一四四 馬場和彦 外四千名  
紹介議員 佐藤 泰三君  
この請願の趣旨は、第八三八号と同じである。

第九一五号 平成八年四月一日受理  
腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願  
請願者 東京都足立区花畑三ノ一六ノ一  
リーフハイツ花畑三〇一 古賀美月 外二千四名  
紹介議員 清水嘉子君  
この請願の趣旨は、第八三八号と同じである。

第九一九号 平成八年四月一日受理  
腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願  
請願者 滋賀県長浜市石田町五八一 嘉瀬井晃三 外二千九百五十三名  
紹介議員 河本 英典君  
この請願の趣旨は、第八三八号と同じである。

第九二四号 平成八年四月一日受理  
HIV問題の迅速な解決に関する請願  
請願者 石川県加賀市大聖寺敷地トノ一七  
ノ一 岩崎和美 外三千七百九十九名  
紹介議員 西山登紀子君  
この請願の趣旨は、第一七四号と同じである。

第九二五号 平成八年四月一日受理  
保育制度の拡充に関する請願  
請願者 川崎市宮前区土橋七ノ一ノ六 中村和夫 外九百九十九名  
紹介議員 西山登紀子君  
この請願の趣旨は、第五六二号と同じである。

第九三〇号 平成八年四月一日受理  
腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願  
(二通)

請願者 山口県宇部市恩田町二ノ一六ノ二  
七 松岡朝 外四千一名  
紹介議員 二木 秀夫君  
この請願の趣旨は、第八三八号と同じである。

第九三四号 平成八年四月一日受理  
聴覚障害者等への文字放送内蔵型テレビの給付に関する請願  
請願者 大阪府堺市北野田二七四ノ一六  
山中直美 外九百九十九名  
紹介議員 吉田 之久君  
耳の不自由な人に対するテレビの字幕放送は、音声やその他の情報を字幕で表すもので、昭和六十年に開始され、現在関東地方で過当たり二十四時間強、放送されている。また、こうした字幕放送を必要とする聴覚障害者・ろう者は高齢化社会の進展もあり、六百万人にも達すると言われている。しかしながら、字幕放送はNHK・民放を含めて全放送時間の約三%(関東地方)に過ぎず、民放の字幕放送は関東・関西地方などを除く、多くの地域では見られない。また、生涯教育、学校教育にテレビ放送が活用されているとき、NHK教育テレビで字幕放送が行われていることは聴覚に障害を持つ者の情報アクセス権や教育を受ける権利が侵害されていると言える。さらに、聴覚障害者のためにテレビやビデオ等に字幕や手話通訳を入れることも許諾なしでは著作権法で許されておらず、聴覚障害者の視聴が妨げられている。「国連・障害者の十年」を経て、新ゴールドプランが実施され、障害者プラン(ノーマライゼーション七箇年戦略)が実施されようとしている現在、すべての耳の不自由な人がテレビ放送を楽しむよう、字幕放送の拡充を強く求める。ついで、次の事項について実現を図りたい。  
一、身体障害者日常生活用具給付事業における聴覚障害者の文字放送デコーダーの給付に文字放

送内蔵型テレビも同様に扱うこと。高齢者を対象に同様の給付事業を行うこと。

第九三六号 平成八年四月一日受理  
国民医療を守るための国立病院・療養所の充実に  
関する請願(八通)

請願者 栃木県足利市毛野新町四ノ四四ノ  
二、〇〇四 渡辺忠行 外五千二百六十六名  
紹介議員 国井 正幸君  
この請願の趣旨は、第六二五号と同じである。

第九三七号 平成八年四月一日受理  
腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願  
請願者 北九州市門司区原町別院一〇ノ三  
ノ二〇二 小畑義弘 外九千七十七名  
紹介議員 横尾 和伸君  
この請願の趣旨は、第八三八号と同じである。

第九四四号 平成八年四月一日受理  
腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願  
請願者 茨城県水戸市見和町一ノ三二四  
鷲尾軍一 外二千四百四十五名  
紹介議員 狩野 安君  
この請願の趣旨は、第八三八号と同じである。

第九四八号 平成八年四月一日受理  
聴覚障害者等への文字放送内蔵型テレビの給付に  
関する請願  
請願者 新潟市南長潟二四ノ二 吉野昌幸  
外千名  
紹介議員 寺崎 昭久君  
この請願の趣旨は、第九三四号と同じである。

第九五二号 平成八年四月二日受理  
児童福祉法の一部改正に関する請願  
請願者 愛媛県松山市余戸中三ノ六ノ二六  
安山武子 外十三名  
紹介議員 山崎 順子君

この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第九五六号 平成八年四月二日受理  
腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願  
請願者 北海道釧路市鳥取北九ノ五ノ九  
光森禮子 外三千名  
紹介議員 高木 正明君  
この請願の趣旨は、第八三八号と同じである。

第九五九号 平成八年四月二日受理  
腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願  
請願者 大阪府淀川区三國本町二ノ一六ノ  
六 岡本千代 外二千四百三十一  
名  
紹介議員 西川 潔君  
この請願の趣旨は、第八三八号と同じである。

第九六〇号 平成八年四月二日受理  
腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願  
(三通)

請願者 東京都新宿区北新宿四ノ一九ノ一  
〇 鶴岡洋一 外五千六百七十九  
名  
紹介議員 朝日 俊弘君  
この請願の趣旨は、第八三八号と同じである。

第九六三号 平成八年四月二日受理  
腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願  
請願者 茨城県水戸市大塚町一、八三六ノ  
一七 今関正一 外二千二名  
紹介議員 小林 元君  
この請願の趣旨は、第八三八号と同じである。

第九六六号 平成八年四月二日受理  
高齢者の医療と生活の安定等に関する請願  
請願者 茨城県水海道市花島町三五五ノ一  
草間美智子 外四千五百五十六  
名  
紹介議員 小林 元君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第九七七号 平成八年四月三日受理

児童福祉法の一部改正に関する請願

請願者 福岡県宗像郡福岡町大字手光一、七三七ノ二 林寛喜 外二十九名

紹介議員 山崎 順子君

この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第九八〇号 平成八年四月三日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 広島県山県郡大朝町大字大朝一、六〇三 石川貢 外三千八百四十七名

紹介議員 栗原 君子君

この請願の趣旨は、第八三八号と同じである。

第九八一号 平成八年四月三日受理

国民医療を守るための国立病院・療養所の充実に関する請願

請願者 島根県浜田市下府町五一八ノ三 佐々木一長 外九百九十九名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第六二五号と同じである。

第九八五号 平成八年四月三日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 静岡県沼津市江原町一七ノ三八 鳥居テル 外三千七百六十八名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第八三八号と同じである。

第九八八号 平成八年四月三日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 東京都江戸川区中葛西五ノ一五ノ九 小泉公二 外千九百九十九名

紹介議員 勝木 健司君

この請願の趣旨は、第八三八号と同じである。

第一〇〇四号 平成八年四月四日受理

児童福祉法の一部改正に関する請願

請願者 東京都東大和市清水六ノ一、〇九ノ七原コーポ一〇 許照美 外十四名

紹介議員 山崎 順子君

この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一〇一二号 平成八年四月四日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 栃木県那須郡西那須野町三区町五八八 花塚邦子 外二千三名

紹介議員 矢野 哲朗君

この請願の趣旨は、第八三八号と同じである。

四月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律(昭和六十二年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「政令で定める要件に該当する」を「引継職員比率が二分の一以上である」に改め、「開設する医療機関」の下に「医療機関と一体として整備することが当該医療機関の機能の向上に資する保健衛生施設、社会福祉施設その他の施設であつて政令で定めるもの(当該医療機関の開設と併せて整備するものに限る。以下「特定整備施設」という。を含む。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の引継職員比率は、国立病院等の用に供

されている資産の譲渡に係る契約の締結日(以下「契約日」という。)において、当該国立病院等において常勤勤務に服することを要する国家公務員(以下「常勤職員」という。)であつて当該資産の譲渡を受けて経営する医療機関の職員となることが見込まれるものの数を、契約日の属する年度の前年度の末日における当該国立病院等の定員(行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)第一条第一項の定員をいう。)(以下「基準定員」という。)で除して得た比率とする。

第二条の次に次の二条を加える。

(国立病院等の職員の採用を伴う資産の譲渡の特例)

第二条の二 国は、公的医療機関の開設者等が国立病院等の用に供されている資産の譲渡(当該国立病院等の職員が、当該資産の譲渡を受けて開設する医療機関の職員となることを伴うもの)のうち、契約日において、当該国立病院等の常勤職員であつて当該資産の譲渡を受けて開設する医療機関の職員となることが見込まれるものの数が、基準定員の三分の一以上二分の一未満であるものに限る。を受け、引き続きその者の開設する医療機関(特定整備施設を含む。)の用に供しようとするときは、当該資産を、地方公共団体に對しては時価からその八割(当該国立病院等が前条第一項各号に掲げる地域にある場合は、九割)を減額した価額で、地方公共団体以外の者に対しては時価からその七割五分(当該国立病院等が同項各号に掲げる地域にある場合は、八割)を減額した価額で譲渡することができる。

(地方公共団体が医療機関の管理を委託する場合に係る資産の譲渡の特例)

第二条の三 国は、地方公共団体が国立病院等の用に供されている資産の譲渡を受け、引き続きその開設する医療機関(特定整備施設を含む。)の用に供しようとする場合において、その開設する医療機関の管理を地方自治法(昭和二十二

年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により委託しようとするとき(契約日において、当該国立病院等の常勤職員であつて当該管理を委託される者に当該委託に係る医療機関の職員として採用されることが見込まれるものの数(以下「引継職員数」という。))が、基準定員の三分の一以上であるときに限る。は、当該資産を、地方公共団体に對して、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める価額で譲渡することができる。

一 引継職員数が基準定員の二分の一以上である場合 無償

二 引継職員数が基準定員の三分の一以上二分の一未満である場合 時価からその八割(当該国立病院等が第二条第一項各号に掲げる地域にある場合は、九割)を減額した価額

第三条中「前条の」を「前二条の」に改め、「開設する医療機関」の下に「(特定整備施設を含む。)」を加え、「前条各号」を「第二条第一項各号」に、「同条各号」を「同項各号」に改める。

第四条中「前二条」を「第二条から前条まで」に改める。

第五条中「又は第三条」を「第三条まで」に改める。

第六条中「第二条」の下に「第一条の二」を加える。

第七条中「第二条」の下に「から第三条まで」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

国は、予算の範囲内において、第二条から第三条までの規定により資産の譲渡を受けて医療機関を開設する公的医療機関の開設者等に対し、政令で定めるところにより、当該医療機関の整備に要する費用の一部を補助することができる。

第八条中「又は第三条」を「から第三条まで」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(地方税法の一部改正)

第二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十一條第十三項中「第二條を」第二條第一項に、「同條」を「同項、同法第二條の二」に、「第二條又は」を「第二條第一項、第二條の二又は」に、「第二條の」を「第二條第一項の」に改める。

附則第十五條第二十一項中「第二條又は」を「第二條第一項、第二條の二又は」に、「同法第二條」を「同法第二條第一項」に改める。





平成八年四月二十五日印刷

平成八年四月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A